

美容医療に関するトラブル ～ 広告うのみにせず慎重検討を ～

内容

10日前、クリニックに行き、カウンセラーから「光を当ててシミを取る」施術を勧められ、契約期間3年の15回で約25万円の契約をした。

1回目の施術を受けたが、機器を顔に当て、光を当てたらピリピリして痛く、施術後は皮膚が赤くなっていた。

1週間ほどで赤みは消えたが、もう施術を受けたくない。解約したい。

(60代 女性)

消費生活センターからのアドバイス

美容医療サービスとは、「レーザー脱毛」「にきび・しみなどの除去」「しわの軽減」「豊胸」「二重まぶた」「包茎手術」といった医師が行う美容医療施術のことを示します。

- ・医療法により「虚偽広告」「誇大広告」「体験談(主観的・伝聞)」などの広告が規制・禁止されています。
- ・その中で、「医療脱毛」などを含む一部の美容医療サービスは「期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える」場合は、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリングオフができます(1回限りの手術はクーリングオフの対象外)。
- ・また、それ以後は決められた金額を支払うことで中途解約も可能です。

トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

クリニックのホームページなどの記載だけで判断せず、情報を収集する。

- ・広告などの情報をうのみにせず、他の医療機関や法に基づき設置されている医療安全支援センターなどにおいて効果やリスクなどの情報収集に努めた上で、クリニックや施術方法を慎重に選ぶようにしましょう。

書面などで契約内容を確認し、その内容を理解し納得するまで、医師から説明を受ける。

- ・契約内容が自分の希望と合っているか、リスクの有無などを十分に検討して確認した上で施術を受けましょう。

クリニックに行った当日に施術を勧めるクリニックや保険診療で対応できる施術にも係わらず、高額な自由診療の施術を強く勧めるなど、問題のある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00

